

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から47年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和44年*月ごろに自宅において国民年金の加入届に自書し、町内会長にその書類を渡して加入手続を行ったと記憶しており、その後、保険料は、町内会の班長が集金に来て、私が定期的に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月ごろ、町内会長を通じて国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市役所は、「町内会などの納付組織が加入手続の取り次ぎを行うことはなかったと思う。」と回答している上、申立期間当時の近隣住民数人に聴取しても、町内会長が加入手続の取り次ぎを行っていたとする証言は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和44年*月*日を資格取得日として47年8月31日に払い出されたことが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、納付書が発行されず保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶も無いとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1070

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、平成元年12月27日に勤めていた会社を退職し、その後妻がA村役場（現在は、B町役場C支所）に出向き国民年金の加入手続を行った。

申立期間の保険料は定かではないが、妻が自分の保険料と一緒に納付したのは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A村役場作成の国民年金被保険者名簿は、新旧2種類が保管されており、申立期間の記録は旧名簿（平成2年度までの納付記録）においては未加入となっているが、新名簿（平成3年度以降の納付記録）においては国民年金第1号被保険者として資格取得日及び資格喪失日が記載されていることから、申立期間は平成3年度以降に記録が追加されたものと考えられる。

また、申立人と一緒に加入手続を行ったとするその妻も申立期間が未納となっているが、オンライン記録により、平成2年1月4日資格取得の国民年金第3号被保険者特例届の届出年月日は8年2月1日となっており、その後、申立期間の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われ未納期間が生じていることから、申立期間当時、申立人の妻は、昭和63年7月1日から引続き国民年金第3号被保険者に該当しており、納付書は発行されず保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から54年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されてきたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付記録を確認することはできなかったとの回答を受け取った。

当時、私は両親と同居しており、私の国民年金の加入手続は私の母が行ってくれた。

保険料の納付は、私又は私の母がA町役場（現在は、B市役所）の窓口において、4,000円前後の保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年*月*日を資格取得日として婚姻後の54年11月21日に払い出されたことが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、納付書が発行されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、特例納付及び過年度納付により、申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であったものの、申立人は、国民年金加入後に申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、その母から遡^{そきゅう}及納付の事実も聞いていないとしている。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から58年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和52年*月ごろ、私の父が私の国民年金の加入手続を行い、家族の保険料を3か月ごとに集金人に納付していたはずである。

当時、私は両親及び姉夫婦と同居しており、両親及び姉夫婦の保険料が納付済みであるのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその姉に聴取したところ、自身及び自身の夫に係る加入手続及び保険料納付についても亡父が行っていたとして、申立人に係る保険料の納付状況等について具体的な証言が得られなかった。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1073

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和59年3月にA県B市で勤務していた会社を退職し、C市に転入した。その際、C市役所に出向き国民年金の加入手続を行った。妻は自分の保険料と私の保険料を一緒に納入していたのは間違いはないと言っているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和61年7月から同年9月ごろまでの間に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない。

また、本人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄における最初の「被保険者となった日」が昭和61年3月26日となっており、オンライン記録並びにC市役所作成の国民年金被保険者名簿及び国民年金納付整理カードにおける被保険者資格の取得記録も同日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 1 日から 24 年 2 月 10 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A社B営業所には、昭和 23 年 3 月 1 日から、正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶している同僚 13 人のうち 10 人が、オンライン記録により、A社B営業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、期間は特定できないものの、申立期間のいずれかの期間に当該事業所に勤務していた可能性を否定できない。

しかしながら、A社B営業所は既に解散している上、上記 10 人は、いずれも亡くなっているか、その所在が不明であることに加え、残りの 3 人の同僚についても、その所在が不明であることから、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人が一緒にA社B営業所に入社したと記憶している同僚一人は、申立人とほぼ同時期の昭和 24 年 2 月 15 日に当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、A社B営業所は、昭和 23 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間のうち、同年 7 月 1 日以降の期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 7 月 8 日まで

年金問題が話題となり、以前から申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに疑問を持っていたため、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、やはり、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないとの回答を受けた。

申立期間①は、定時制高校の担任の先生に勧められて、A事業所に臨時職員として勤務していた。

申立期間②は、B県C事業所に臨時職員として勤務し、D業務及びE業務に従事していた。

このため、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の記憶する同僚が当該期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、上記同僚について、「A事業所で、自分より先に勤務していた。」としているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該同僚は、申立期間①中の昭和 35 年 11 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人は、「A事業所において、昭和 36 年 2 月か 3 月に、正職員になるための試験があった。自分は受からなかったが、当該試験に合格した二

人の氏名を記憶している。」と証言しているが、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該二人はいずれも、昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、申立期間①当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、B県C事業所の業務継承事業所である同県F局G部は、申立人が同事業所の庶務課長として氏名を挙げている者について、「昭和37年12月1日から39年9月30日まで、B県C事業所に在籍していた。」と回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を記憶している同僚のうち、回答を得ることができた3人はいずれも、「B県C事業所では、臨時職員は、H職の男性を除き、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言しているところ、B県C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年9月1日以降、申立期間②を含む41年4月1日までの間、当該事業所において厚生年金保険に加入した者は全部で12人確認できるが、これらの者の中に女性は確認できない。

また、上記同僚3人のうち2人はいずれも、「自分には、共済組合に加入している期間があるが、同組合には、B県の正職員になったときに加入したと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、B県C事業所では、申立期間②当時、正職員は共済組合に加入させ、臨時職員については、H職の男性を除き、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B県C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 4 日から 63 年 3 月 25 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A 県教育庁 B 教育事務所管内（当時）の C 市立 D 中学校に臨時職員として勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 62 年 3 月に大学を卒業するとすぐに公立学校の臨時職員として勤務を繰り返した。申立期間以外の臨時職員として勤務した期間は、厚生年金保険の加入記録があるのに、申立期間だけ記録が無いのはおかしい。

臨時職員として勤務していた期間は、勤務形態に変化は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の履歴書及び申立期間に係る辞令書並びに現在 C 市立 D 中学校を管轄している A 県教育庁 E 教育事務所保管の申立人に係る給料個票から、申立人が、昭和 62 年 4 月 4 日から 63 年 3 月 25 日まで、A 県教育庁 B 教育事務所管内（当時）の C 市立 D 中学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時に C 市立 D 中学校を管轄していた A 県教育庁 B 教育事務所は、「関係書類が現存しないため、申立てどおりの届出や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、当時の同僚についても、死亡及び協力が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間中、医師の治療を受けた際に、父の国民健康保険証を使った記憶があり、申立期間当時、勤務先からは健康保険証を受け取った記憶が無い。当時の給与明細書が残っているわけでもなく、給与から厚生年

金保険料が控除されていたかどうかははっきりと分からない。」としている上、申立人が所持している年金手帳では、初めて厚生年金保険被保険者となった日として、「昭和 63 年 7 月 3 日」と記載されていることが確認でき、当該年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。